

- 2° the client, project supervisor responsible for execution or the project supervisor responsible for the supervision of the execution, their mandatories or appointees who have not or not adequately supervised the obligations to be complied with by the co-ordinators for safety and health matters at the project execution stage;
- 3° the contractors, their mandatories or appointees who have contravened the provisions of Articles 15, 20, second paragraph, 23 and 24 and their executive decrees;
- 4° the employers, their mandatories or appointees who have contravened the provision of Article 31 and its executive decrees;
- 5° the project supervisor responsible for the execution, its mandatories or appointees who have contravened the provisions of Articles 25, 28, first paragraph, and 29 and their executive decrees;
- 6° the contractor, his/her mandatories or appointees who have contravened the provisions of Articles 26, 28, first paragraph and 29 and their executive decrees;
- 7° the sub-contractor, his/her mandatories or appointees who have contravened the provisions of Articles 27, 28, first paragraph and 29 and their executive decrees.
- [8° the co-ordinators for safety and health matters at the project execution stage, regardless whether they are employers or self-employed and, when they are workers, their employers when these co-ordinators execute the assignments, with which they have been entrusted in implementation of this act, in contravention of the provisions of this act and its executive decrees or who do not execute these assignments in accordance with the terms and detailed rules provided by this act and its executive decrees. (9)]

**Art. 88.** – The self-employed person who has contravened the provisions of [Article 28, second paragraph (16)] is punished with a prison sentence of between eight days and one year and with a fine of between [EUR (5)] 26 and 500 or with only one of the punishments.

[**Art. 88bis.** – Without prejudice to the provisions in Articles 269 to 272 of the Criminal Code, the persons who did not put a stop to violence, bullying or sexual harassment at work within the timeframe laid down by the competent court in terms of Article 32*decies* are punished with a prison sentence of between eight days and one month and with a fine of between EUR 26 and 500 or with only one of the punishments. (5)]

**Art. 89.** – Without prejudice to the provisions in Articles 269 and 271 to 274 of the Criminal Code, everyone who obstructs the regulated supervision in accordance with this act and its executive decrees is punished with a prison sentence of between eight days and three months and with a fine of between [EUR (5)] 50 and 1,000 or with only one of the punishments.

**Art. 90.** – If there is a recurrence within three years, to be calculated from the earlier conviction, the penalty is doubled.

**Art. 91.** – The employer is civilly liable for the payment of the fines for which his/her mandatories or appointees have been convicted.

**Art. 92.** – To calculate the prescription term, the criminal offence stated in Articles 81 to 89 are regarded as permanent criminal offences.

**Art. 93.** – § 1 All provisions of book I of the Criminal Code, including Chapter VII, are applicable to the crimes provided in this act.

§ 2. Article 85 of the abovementioned code is applicable to the criminal offences provided in this act without the amount of the fine being allowed to be lower than 40% of the minimum amounts provided in this act. (1)]

**Art. 94.** – The prosecution due to contravention of the provisions of this act and its executive decrees prescribes by the lapse of five years after the incident that gave rise to the prosecution.

## **CHAPTER XIbis. – Measures to prevent recurrence of serious accidents**

### **Section 1. – Definition**

**Art. 94bis.** – For the purposes of this Chapter, the following definitions shall apply:

1° serious occupational accident: an accident that happens at the workplace itself and which, due to its seriousness, requires a thorough specific investigation with a view to taking preventive measures to avoid its recurrence.

The King determines the criteria on which to base the occupational accident to regard it as serious; (9)]

2° expert: an expert regarding the investigation into serious occupational accidents, and who is included in a list compiled by the administration, of which the supervisory officials referred to in Article 80, who have the work safety under their competence, are a part.

### **[Section 2. – Investigation into and reporting of the serious occupational accidents – Appointing an expert (9)]**

**Art. 94ter.** – § 1. After every serious occupational accident, the employer of the victim sees to it that the accident is immediately investigated by his/her competent prevention service and s/he submits a circumstantial report to the officials referred to in the previous Article within ten days following the accident.

§ 2. After every serious occupational accident with an worker at a workplace where the provisions of Chapters IV or V are applicable, depending on the case, the employers, other employers, temporary employment agencies, project supervisors responsible for the execution, contractors, sub-contractors and self-employed persons collaborate to see to it that the accident is immediately investigated by one or more competent prevention services and that, within ten days following the accident, a circumstantial report is provided to all the people concerned as referred to above and to the officials as referred to in the previous Article.

The practical arrangements regarding this co-operation, the competent prevention services which shall investigate the possible serious accidents and the arrangement of the possible costs that may emanate from these investigations, are, for this purpose, incorporated in specific clauses in the following:

- 1° the agreement referred to in [Article 9, § 2, 2° (16)] on the initiative of the employer at whose establishment workers of outside enterprises or self-employed come to execute work;
- 2° without prejudice to Article 19 of the act of 24 July 1987 regarding temporary employment, temporary workers and temporary workers on loan to other employers, the agree-

ment concluded between the other employer and the employment agency, on the initiative of the latter, in accordance with the specific rules to be determined by the King;

3° the agreement referred to in Article 29, 2°, on the initiative of, depending on the case, the project supervisor responsible for the execution, the contractor or sub-contractor.

§ 3. The officials referred to in the previous Article can also accept a report within the same term.

§ 4. Without prejudice to Article 80, these officials can, in the case of absence of a circumstantial or preliminary report within ten days, appoint an expert.

The King can determine other cases in which these officials can appoint an expert. (9)]

### **Section 3. – The expert**

**Art. 94quater.** – The expert has the following assignments:

1° to investigate the cause and circumstances of the serious occupational accident and to formulate appropriate advice to prevent recurrence of the accident;

2° to include the elements of the investigation, established causes and formulated advice in a written report;

3° to communicate the report referred to in 2° to each of the following persons:

a) the officials referred to in Article 95bis;

[b) depending on the case, the employer referred to in Article 94ter, § 1, or the persons concerned as referred to in Article 94ter, § 2; (9)]

c) depending on the case, the [insurance companies (9)] or the institution, as referred to in Article 94quinquies, § 2.

### **Section 4. – Expert's fees**

**Art. 94quinquies.** -§ 1. The expert receives a fee for the work performed in executing his/her assignments.

[In the circumstances referred to in Article 94ter, § 2, first paragraph, the fee is divided into part-fees, in accordance with the arrangement referred to in Article 94ter, § 2, second paragraph. (9)]

[§ 2. The fee referred to in § 1 is owed by the insurance undertakings regarding occupational accidents with whom, depending on the case, the employer referred to in Article 94ter, § 1, or the persons referred to in Article 94ter are members for the insurance of their workers.

In the circumstances referred to in Article 94ter, § 2, first paragraph, the part-fees are paid by the respective insurance companies in accordance with the regulation referred to in Article 94ter, § 2, second paragraph.

In the absence of the regulation referred to in the previous paragraph, the total amount of the fees is owed by the insurance company with whom the person is subscribed responsible for reporting the corresponding provisions in the agreement referred to in Article 94ter, § 2, second paragraph.

In the absence of one or more of the insurance undertakings referred to in the first paragraph, the fees or, in implementation of § 1, second paragraph, a part thereof, are owed by the establishment which, in the case of an occupational accident, is responsible for the payment of the workers of the employer referred to in Article 94ter, § 1, or the persons referred to in Article 94ter § 2.

The fee is owed to the expert or his/her employer on submission of a claim that reflects a detail of the expert's work.

In implementation of § 1, second paragraph, the possible partial claims are submitted, of which the amount is calculated on the basis of the arrangement referred to in Article 94ter, § 2, second paragraph. (9)]

### **Section 5. – Re-claiming the amount of the expert's fee**

**Art. 94sexies.** – The insurance companies or the establishment that have or has paid the fee or a part of the work of the expert, can re-claim the amount from the employer referred to in Article 94ter, § 1, or from the persons referred to in Article 94ter, § 2. (9)]

### **[Section 6. – General**

**Art. 94septies.** - § 1. In order to allow, depending on the case, either prevention counsellors of the prevention services referred to in Article 94ter, §§ 1 and 2, to investigate the serious occupational accident, or the expert to complete his/her assignments referred to in Article 94quater, the employer referred to in Article 94ter § 1, or the persons referred to in Article 94ter § 2 are obliged to co-operate with these prevention counsellors or this expert.

The employer referred to in Article 94ter § 1, or the persons referred to in Article 94ter § 2 likewise co-operate with the committees for prevention and protection at work of the other employers involved in the serious occupational accident.

The King can determine the terms and detailed rules regarding this co-operation.

§ 2. To prevent an immediate recurrence of the same or a similar serious occupational accident, precautionary measures are taken by or under the supervision of the following, and depending on the case:

- 1° the employer who calls on outside enterprises, within the context of the work referred to in Chapter IV, Section 1;
- 2° the occupant, within the context of the work referred to in Chapter IV, Section 2;
- 3° the project supervisor responsible for the execution, within the context of work at temporary or mobile construction sites referred to in Chapter V;
- 4° the employer of the victim in the other cases.

Precautionary measures are understood to mean the precautionary measures that are proposed by the prevention counsellors referred to in § 1 or at least equivalent measures and, if similar measures have not yet been suggested, any obvious measure that can remove one or more direct causes of the same or similar accidents. (9)]

**Art. 94octies.** – The King determines the following:

- 1° the terms that the expert must meet to be able to exercise his/her function and to be included in the list referred to in Article 94bis, 2°;
- 2° the detailed rules for the appointment of the expert, referred to in Article 94ter;
- 3° the detailed rules regarding the assignments of the experts, referred to in Article 94quater;
- 4° the amount of the fees referred to in Article 94quinquies, §1;
- 5° the date that the provisions of this Chapter come into effect (7)];
- [6° the criteria which the report, referred to in Article 94ter, §§ 1 and 2, first paragraph, must meet to be regarded as circumstantial, as well as the way in which it is submitted to the officials referred to in Article 92bis, 2°;
- °7 the terms under which the officials referred to in Article 92bis, 2° can accept a preliminary report as referred to in Article 94ter, § 3. (9)].

#### **[Section 7. – Reporting serious occupational accidents**

**Art. 94nonies.** – The employer of the victim must immediately report every serious occupational accident that meets the criteria determined by the King to the officials referred to in Article 94bis, 2°.

The King likewise determines the manner in which the notice referred to in the previous paragraph must be made. (9)]

#### **CHAPTER XII. – Concluding provisions**

**Art. 95.** – The King takes the measures referred to in this act after obtaining the advice by the High Council referred to in Article 44, except for the measures referred to in Articles 49, 50, 51, 53, 56, 58 to 60, 62, 63, 65, second paragraph, 66 and 76. He takes these measures after obtaining the advice by the National Labour Council.

The High Council gives its advice within six months after it has been requested to do so. In cases of emergency, the minister who requests the advice can limit this term to two months. As soon as this term has expired, it may be disregarded.

**Art. 96.** – *amendment and repeal*

**Art. 97.** – The provisions of Articles 15 to 19 are applicable for the first time to the design of the project of which the preparation commences after Chapter V takes effect, as determined by the King.

The King determines special rules for the implementation of the provisions of Articles 15 and 20 to 31 on the project of which the execution has commenced before Chapter V took effect, as determined by the King.

**Art. 98.** – *repealing provisions*

**Art. 99.** – The provisions of the general labour protection rules and of the decrees for the implementation of the act of 10 June 1952 on workers' health and safety and workplace cleanliness and of the decrees taken in implementation of the acts on mines, surface mines and underground quarries, co-ordinated on 15 September 1919, remain in force until they are expressly repealed or until their validity date expires.

**Art. 100.** – The King can amend current legal provisions to adjust them to the provisions of this act.

**Art. 101.** – This act takes effect on the first day of the first month after the one in which it is published in the Belgian Official Gazette, with the exception of Chapter V, which takes effect on the date determined by the King and with the exception of Chapter VI, which takes effect on the first day of the [nineteenth month (1)] after the one in which this act is published in the Belgian Official Gazette.

就業中の労働者の福利に関する法律1996年8月4日

(1996年9月18日付ベルギー官報)

- 修正： (1) 雇用促進対策に関する1998年2月13日付法令 (1998年2月19日付ベルギー官報)
- (2) 社会的選挙に関する諸施策に関する 1999 年 2 月 28 日付法令 (1999 年 3 月 18 日付ベルギー官報)
- (3) 社会的選挙に関する 1999 年 3 月 5 日付法令 (1999 年 3 月 18 日付ベルギー官報)
- (4) PWA (地方雇用局) 雇用契約に関する 1999 年 4 月 7 日付法令 (1999 年 4 月 20 日付ベルギー官報)
- (5) 労働における暴力、いじめ、セクシャルハラスメントからの保護に関する 2002 年 6 月 11 日付法令 (2002 年 6 月 22 日付ベルギー官報)
- (6) 労働における暴力、いじめ、セクシャルハラスメントからの保護に関する 2002 年 6 月 11 日法令に続く、市民法典の改正を目的とする 2002 年 6 月 17 日付法令 (2002 年 6 月 25 日付ベルギー官報)
- (7) 労働における労働者の福利に関する予防強化策に関する 2003 年 2 月 25 日付法令 (2003 年 3 月 14 日付ベルギー官報)
- (8) 社会的選挙に関する各種規定に関する 2003 年 5 月 3 日付法令 (2003 年 5 月 16 日付ベルギー官報-第 2 版)
- (9) 2004 年 12 月 27 日付公示法令 第 6 章、セクション 2 (2004 年 12 月 13 日付ベルギー官報-第 2 版)
- (10) 労働における労働者の福利に関する 1996 年 8 月 4 日付法令第 5 章「仮設または移動式工事現場に関する特殊規定」の修正を目的とする 2005 年 3 月 9 日付法令 (2005 年 4 月 6 日付ベルギー官報-2005 年 5 月 13 日付正誤表)
- (11) 企業の休業に関する 2002 年 6 月 26 日付法令の修正を目的とする 2006 年 7 月 11 日付法令 (2006 年 8 月 24 日付ベルギー官報)
- (12) 第 8 章、タイトル 13 の諸規定に関する 2006 年 7 月 20 日付法令 (2006 年 7 月 28 日付ベルギー官報-第 2 版)
- (13) 第 7 章、タイトル 13、(I) の諸規定に関する 2006 年 12 月 27 日付法令 (2006 年 12 月 28 日付ベルギー官報-第 3 版 正誤表: 2007 年 2 月 12 日付ベルギー官報)
- (14) 労働における暴力、いじめ、セクシャルハラスメントからの保護に関するものを含む、就労中の労働者の福利に関する各種規定の修正を目的とする 2007 年 1 月 10 日付法令 (2007 年 6 月 6 日付ベルギー官報)
- (15) 法的手続に関する業務の実施における労働者の福利に関する 1996 年 8 月 4 日付法令の修正を目的とする 2007 年 2 月 6 日付法令 (2007 年 6 月 6 日付ベルギー官報)

- (16) タイトル9の各種労働規制に関する6月3日付法令（2007年7月23日付ベルギー官報—第1版）
- (17) 2002年3月11日付欧州議会及び評議会指令2002/14/ECから欧州共同体における労働者の情報と協議に関する包括的フレームワーク設置への移行に対する補足を目的とした2008年4月23日付法令（2008年5月16日付ベルギー官報）
- (18) 第1章、タイトル5の諸規定に関する2009年5月6日付法令（2009年5月19日付ベルギー官報）
- (19) 各種規定に関する2009年12月30日付法令（2009年12月31日付ベルギー官報）

労働における従業員の安全と福利の改善を促進するための措置の実施に関する評議会によるフレームワークに関する指令1989年6月12日付、89/391/EECをベルギー法へ転換。

**第1条—**本法は、憲法第78条で言及されている事柄を規制する。

### 第1章—適用の範囲と定義

**第2条— § 1** 本法は、雇用者と労働者に適用される。

本法の目的のため、次の者は以下のようにみなされる。

1° 労働者：

- a) 雇用関係を有さない人物の権限の下で労働を行う者
- b) 職業の作法を提供する、教育機関内外で実施される職業訓練のカリキュラムに従う者
- c) 徒弟契約に拘束される者
- d) 研修生
- e) 職業に関する作法を提供する、教育機関で行われる教育カリキュラムに従う生徒及び学生

2) 雇用主：上記の1° で述べた者との雇用関係を有する者。

**§ 2.** さらに、第5章の規定が仮設または移動工事現場に関する作業に関与する者に適用さ



れる。

§ 3. 国王は、セクション1で言及されている、本法とその施行令の規定により職場の在籍者となる人物以外の者に、本法とその施行令の諸規定が完全にまたは部分的に適用されることを宣言できる。

[ § 4. 本法は第5章のセクション1および3を除いて、家事使用人およびその他の家事要員とその雇用者には適用されない。(5) ]

第3条 - § 1 本法の目的のために、以下の定義が適用される。

- 1° 「福利」：第4条第2段落規定の労働が行われている状況に関わる全ての要素
- 2° 「委員会」：「労働における予防と保護のための委員会」
- 3° 「サービス」：「労働における予防と保護のための内部サービス」
- 4° 「最高評議会」：「労働における予防と保護のための最高評議会」
- 5° 組織：セクション2規定の雇用者及び労働者を最上位で代表する組織
- 6° 1991年3月19日付法令：「労働評議会」および「労働における予防と保護のための委員会」の「労働者代表」と、労働者代表志願者に関する特別免職規定を含む、1991年3月19日付法令
- 7° 依頼者：そのためにプロジェクトが実行される自然人または法人。
- 8° 設計を所管するプロジェクト監督者：依頼者に代わってプロジェクトの設計に責任を負う自然人または法人。
- 9° 実施を所管するプロジェクト監督者：依頼者に代わってプロジェクトの実施に責任を負う自然人または法人。
- 10° 実施状況の監督を所管するプロジェクト監督者：依頼者に代わってプロジェクトの実施状況の監督を所管する自然人または法人。

- 11° 請負業者：雇用者、自営業者、あるいは現場で労働者と共に作業する雇用者であるかどうかにかかわらず、プロジェクトの実行段階で作業を行う自然人または法人。
- 12° プロジェクト準備段階における安全と健康に関するコーディネーター：依頼者あるいは設計を所管するプロジェクト監督者からの委託を受けた人物で、プロジェクト準備段階での安全と健康に関する調整を受け持つ。
- 13° プロジェクト実行段階における安全と健康に関するコーディネーター：依頼者、実行を所管するプロジェクト監督者、あるいは実施状況の監督を所管するプロジェクト監督者から委託を受けた人物で、プロジェクト実行中の安全と健康に関する調整を受け持つ。
- 14° 仮設または移動式建設現場：土木工事や建設工事が行われているすべての作業現場で、国王がリストを設定しているもの。
- 15° 職場：建物の屋内屋外、あるいは密閉または開放空間にあるかどうかにかかわらず、作業が行われる場所。
- 16° 自営業者：雇用契約に拘束されていないか、または法的な立場が政府によって一方的に規制されていない職業的活動を行う自然人。

§ 2. 本法の実施に際して、以下を[雇用者及び労働者組織代表 (3)]とみなす。

- 1° [中央経済評議会と国立労働委員会に代表される雇用者と労働者の専門職連携（インタープロフェッショナル）組織(19)]
- 2° 連合しているか、または、1° に記されている専門職連携組織の部分を形成している専門職組織および専門職連携組織。

さらに、1979年5月28日に調整された中小企業と業者の組織に関する法令に従い、国立労働委員会において中小企業と業者を代表する、雇用者組織代表と見なされている組織。

[非商業部門を代表し、1952年5月29日付全国労働評議会法令第2条 § 2 第3予備段落に従って全国労働評議会の一部返済金の支払い期間が延長された組織は、同様に雇用者組織の代表と見なされる。(1)]

## 第2章—一般規定

**第4条**－[ § 1. (4) ] 国王は、労働における労働者の福利のために必要な対策を雇用者と労働者に課することができる。

福利を追求するため、以下に関連する施策が用いられる。

1° 労働安全

2° 労働における労働者の健康の保護

[3° 労働における暴力、いやがらせ、セクシャルハラスメントを含む、労働によって引き起こされる心理社会的負担 (14) ]

4° 人間工学

5° 職場での健康管理

6° 職場の装飾

7° 自然環境に関する企業の対策で、それらが項目1°－6°に影響するもの。

国王は、同レベルの保護を達成するため、内職者、中小企業、軍隊、警察と民間の警護サービスに関する具体的な状況を考慮した特別措置を定めることができる。

[ § 2. PWA (地方雇用局) の契約に拘束される労働者が権利行使者のために働く期間中、権利行使者はその職場に適用されうる本法とその施行令の諸規定の適用に、雇用者と同じ条件で責任を負うものとする。

国王は、どの義務が権利行使者及び雇用者にそれぞれ課せられるか決定し、また本法とその施行令を適用する追加規定を決定することができる。

第11章の規定は、同様に権利行使者に対して適用される。(4)]

**第5条**－ § 1. 雇用者は労働における労働者の福利を増進するため必要な施策を講ずるものとする。

この目的のために、雇用者は以下の予防に関する一般原則を実行しなければならない。

- a) リスクの回避
  - b) 回避できないリスクの評価
  - c) リスク原因の根絶
  - d) 危険物の、非危険物や危険のより少ないものへの置換
  - e) 個別の保護対策に対する集団的保護対策の優先
  - f) 特に職場の設計、労働設備の選択、作業と生産方法の選択に関して、個々の人材に対する仕事の調整。単調な仕事、事前に歩合の定められた仕事の軽減と、それらの福利に対する影響の低減を特に目的とする。
  - g) 技術進歩を考慮した、可能な限りのリスク制限。
  - h) 具体的な措置をそうでない策より優先的に採用することにより、重傷のリスクを少なくすること。
  - i) 特に以下の要素が統合されたシステムアプローチの観点から、予防策と労働における労働者の福利に関する方針の実行を計画すること：テクノロジー、仕事の組織化、労働条件、社会的関係と労働環境に関連する要因の影響。
  - j) 以下に際し、各人の仕事の性質と、これに関係して残存しているリスク、およびこれらの危険を予防または制限することを目的とする措置について、労働者に通知すること。
    - 1° 雇用を開始するとき。
    - 2° 福利を保護する必要がある時はいつでも
  - k) 労働者には適切な指示を与え、これらの指導の遵守を無理なく保証することに導く施策を確立すること
- [1] 集団的かつ技術的な保護手段あるいは職場組織に関する対策、方法、慣行によっては

リスクを回避できないか、十分に制限できない場合はいつでも、職場に適切な安全衛生表示を供給するか、その有無を確認すること(9)]

§ 2. 雇用者は、次のことを決定しなければならない。

- a) 労働における労働者の福利に関し § 1 に言及されている方針が実行されうる手段と方法
- b) 労働における労働者の福利に関する方針を実施する担当者の権限と責任

雇用者は過去の経験、作業方法の発達や労働条件に照らし合わせ、自身の福利に関する方針を調整するものとする。

§ 3. 国王は § 1 に言及されている予防策の一般原則を、具体的なリスク状況にそれらを適用することによってか、あるいはその状況を防止するために具体化し、さらに詳細に発展させることができる。

**第6条**—職場での行動において、すべての労働者は、自己の能力が許す限り、雇用者によって与えられたトレーニングと指導に従い、自身および他の関係者の安全と福利に十分な注意を払うものとする。

この目的のために、労働者は雇用者によって与えられたトレーニングと指導に従い、特に以下を行う必要がある。

- 1° 機械、装置、道具、危険物質、輸送機器、その他の生産手段を正しく使うこと
- 2° 支給された個人用保護具を正しく使用し、使用後はそれを適切な場所に戻すこと
- 3° 機械、装置、道具、プラント、建物等に取り付けられた安全装置を独断的に切断、変更、移動させず、そのような安全装置を正しく使うこと
- 4° 安全と健康に深刻かつ切迫した危険を持つと合理的に判断する根拠のある作業状況及び予防準備の不足を、雇用者及び労働における予防と保護のための内部サービスに即座に連絡すること。
- 5° 実施中の労働における労働者の福利を保護するため権限を持つ当局によって課された作業や要求事項を実施可能とするために必要な限りにおいて、雇用者及び労働におけ

る予防と保護のための内部サービスと協力すること。

6° 自分たちの作業場所では労働環境や労働条件が安全で、安全と健康にリスクを与えないということを雇用者が保証できるようにするために必要な限りにおいて、雇用者及び労働における予防と保護のための内部サービスと協力すること。

[7° 労働における暴力、いじめ、セクシャルハラスメントに対する労働者の保護の目的からもたらされている予防方針に積極的に貢献すること。また、労働における何らかの暴力、いじめ、セクシャルハラスメント行為を慎み、苦情手続の非合法的な使用を控えること。(5)]

国王は労働者の義務を、それらを具体的なリスク状況に適用することにより、またはそのリスク状況を防止するため、具体化してさらに詳細に発展させることができる。

#### [第2章の2—特定の高リスク作業を持つ企業に関する具体的な規定

**第6条の2**—雇用者は、相当量のアスベストが放出される解体又は処分作業を行うためには、認可を受けている会社に依頼する義務がある。

相当量のアスベストが放出される可能性のある解体又は処分の作業を実行するすべての雇用者は、作業実施のために招集される労働者保護のため、認可を受ける必要がある。

国王は、第1段落で規定した企業と第2段落で規定した雇用者がそれに従って承認を得られ、作業の実施に必要な技術的キャパシティ、労働者の安全装備、またトレーニングと情報提供に関連する条件と規則を決定するものとする。

内閣で審議された法令によって国王は、非常に専門化された作業が正しく実行されず、労働者にとって深刻な問題に繋がらうという事実があるケースに対して、第1及び第2段落で規定した義務を拡張することができる。(9)]

#### 第3章—[同じ職場または隣接・近接した職場での雇用に関する特例(16)]

**[第7条— § 1.** 労働者が作業する職場を共有する複数の事業または事業所は、そこで労働者を雇用しているかどうかに関係なく、以下の義務を負うものとする。

- 1° 就業中の労働者の福利に関する施策の実施に協力すること
- 2° 仕事の性質を考慮し、就労中の労働者の福利をリスクから保護するという観点から、そのようなリスクを回避するため、労働者たちの行動を調整すること
- 3° 具体的に以下に関連する必要な情報を、相手に対して適切に提供すること。
  - a) 情報が共同作業や連携に関連する範囲内において、全てのタイプの作業場と全てのタイプの作業の両方またはいずれか一方、及び/または全ての活動に対する福利のリスクと予防策および予防作業
  - b) 応急処置、消火、労働者の避難のためにとられている措置と、それら対策の実行を指名されている人物

§ 2. 同じ地所に位置し、設備、出入り、避難、救助規定を共有している近接または隣接して操業している複数の事業または施設は、これら装備の使用と、該当する場合は管理に関し、そしてこれらの職場で働く労働者の安全と健康に影響を与える場合のあるこれらの規定に関し、協調し、自らの行動を調整するものとする。

§ 3. 国王は、§ 13° で言及されている情報が提供される方法を決定することができる。

国王はまた、§ 1と2で言及されている連携と調整のための規則を規定することもできる。

§ 4. 第4章または5章の規定が適用される場合、この章の規定は適用されない。(16)]

[第4章—外部の請負事業者または臨時労働者によって  
実施される作業に関する特別規定(9)]

[セクション1—外部請負事業者または自営業者による作業

**第8条— § 1.** このセクションの規定は、雇用者の施設で作業を実施する請負業者または下請業者と雇用者自身に適用される。

§ 2. 以下の定義がこのセクションの規定の適用に関してあてはまるものとする。

1° 「施設」：事業または施設の一部をなす地理的に画定された地域で、自身がそこで労

働者を雇用している雇用者の責任に置かれるもの

雇用者が運営する工場は施設と見なされる。

- 2° 「請負業者」：雇用者を代表し、あるいは雇用者の同意のもと、雇用者の施設で雇用者との契約条項に従い作業を行う外部の雇用者または自営業者
- 3° 「下請業者」：2° で言及されている契約の範囲内で、請負業者と締結された契約に従い、雇用者の施設において作業を行う外部の雇用者または自営業者

本セクションの規定の目的のために、前の副段落2° で言及されている契約の範囲内で雇用者の施設において作業を実施する外部の雇用者または自営業者は、下請業者と締結された契約に基づきこれを行う。

**第9条— § 1.** 複数の請負業者と、該当する場合は複数の下請業者によって1つの作業が行われている施設の雇用者は、以下の義務を負うものとする。

- 1° 請負業者および下請業者のため、および4° で言及されている措置に関する審議のために、請負業者に必要な情報を与えること。

この情報は具体的に以下に関わる。

- a) 労働者の福利に関わる危険と、保護および防止のための対策と活動。双方とも一般的な施設と、すべてのタイプの作業場および／または全てのタイプの職務あるいは活動に対するもで、この情報が共同作業または協調に関連する場合。
  - b) 応急処置、消防および労働者の非難のためにとられる対策と、それら対策の実施のために任命された人物。
- 2° 1° で言及されている労働者が（雇用者の）事業活動に固有のトレーニングと指導を受けていることを確認すること。
  - 3° 1° で言及されている労働者の受け入れ体制に関して、自身の施設に固有の適切な措置を講じ、該当する場合は、それを職務ラインのメンバーに委託すること。
  - 4° 請負業者と下請業者の活動を調整し、この作業を実施している労働者の福利に関する



施策の実施において、請負業者、下請業者と自身の施設との連携を確保すること。

5° 自身の施設に関して、作業を行う労働者の福利に関する義務を請負業者が果たすよう注意すること。

§2. 請負業者と、該当する場合は下請業者が作業を実施する施設の雇用者は、以下を実施する義務を負うものとする。

1° 請負業者が、労働者の保護を目的とする本法とその施行令によって規定されている義務を果たさないことを知っているか、またはそう確信した際に、この請負業者をやめさせること

2° 以下の規定が具体的に含まれている契約を全ての請負業者と締結すること

a) 当該請負業者は、作業を実施する施設に関連する労働における労働者の福利に関する自らの義務を果たし、また下請業者にもそれらの義務を果たさせることを誓約する。

b) 請負業者がa)で言及されている義務を果たしていないか、またはそれが不十分な場合、業務が実施される施設の雇用者は請負業者の費用負担にて、契約書に定められた事例の範囲で自ら必要な措置を講じる。

c) 雇用者の施設での作業の実施を下請業者に依存する請負業者は、a)とb)で言及されている規定、特に下請業者がa)で言及されている義務を果たしていないか、またはそれが不十分な場合は、下請業者の費用負担にて、請負業者自身が契約書に言及されている範囲で必要な措置を取ることができるということを含意するb)を、この下請業者との契約に組み込むことを誓約する。

3° 請負業者に義務不履行の通知を与えたあと、当該施設に関連して、労働における労働者の福利に関し、請負業者が必要な措置を取らないか不十分にしかそれを満たさない場合は、雇用者はただちに自ら必要な措置を講じる。

**第10条－§1.** 雇用者の施設で作業を実施する請負業者と、該当する場合下請業者は、以下を実施する義務を負うものとする。

1° 業務を行う施設に関連して、就業中の労働者の福利に関する義務を果たし、また自分

たちの下請業者にも果たさせること。

- 2° 第9条 § 1、1° で言及されている情報を自社の労働者と下請業者に提供すること。
- 3° 実施が予定されている雇用者の作業に特有の危険に関する情報を提供すること。
- 4° 第9条 § 1、4° で言及されている連携と共同作業のため協力する。

§ 2. 請負業者と該当する場合下請業者は、雇用者が第9条 § 2の適用において請負業者に対して持つのと同じ義務を、彼らの下請業者に対して持つ。

第11条—第9条 § 2、2° b) 及び第10条 § 2の例外として、請負業者と、該当する場合、下請業者は、作業を実施している施設の雇用者と、当該施設に関連して、就業中の労働者の福利に関する施策の遵法性を、請負業者に代わってまた請負業者の費用負担により、雇用者が確保することを雇用者と合意できる。

第12条— § 1. 国王は以下を行うことができる。

- 1° 複数の雇用者または自営業者によって作業が実施されている施設の雇用者が、彼らと契約を交わしていない場合、この施設を持つ雇用者に対して、またこの作業が第9及び第10条で言及されているのと似た状況で実施されているとき、これら複数の雇用者と自営業者に対して、第9条と10条の義務が適用されることを宣言すること。
- 2° 第9条 § 1、1° と第10条 § 1、2° および3° で言及されている情報が提供される方法を決定すること。
- 3° 協調と共同作業に関する、より具体的な規則を制定すること。
- 4° 請負業者と、該当する場合下請業者が作業を実施している施設に対して、これらの作業を実施している労働者の福利に関して、どの義務がこの施設に固有のものであるか決定すること。
- 5° 請負業者と、該当する場合は、下請業者が作業を実施している施設の雇用者の義務と、請負業者および下請業者の義務をさらに詳細に決定すること。

§ 2. 国王は、第9条 § 1で言及されている雇用者が、どの条件のもと、どの具体的な規則に

に基づいて、請負業者と下請業者に情報提供し、訓練を行うべきか決定できる。

§ 3. § 1、2° で言及されている情報が提供される方法、§ 1、3° に言及されているより具体的な規則、または § 2 に言及されている条件は、一般に拘束力を持つと宣言されている共同委員会または国家労働党評議会で締結された団体労働協約がある場合、団体労働協約と共同委員会に関する1968年12月5日付法令が適用される労働者に対して設定されうる。またそれぞれの雇用者および労働者を代表する組織と、労働における労働者の福利を所管する大臣との間で締結された合意がある場合、その他の雇用者に対して設定されうる。

§ 4. 国王は、それらの法令が自営業者に適用できる場合、自営業者を所管する大臣の助言に続き、§ 1と § 2で言及されている法令を採用する。(16)]

#### [セクション2—利用者請負に対する臨時労働者による作業

第12条の2—本セクションの規定は、臨時労働力、臨時雇用と利用者請負に対する労働者の規制に関する1987年7月24日付法令で言及されている利用者請負と人材派遣業に適用される。

第12条の3—利用者請負は全て、臨時労働力、臨時雇用および利用者請負に対する労働者の規定に関する1987年7月24日付法令と（これら法令の）施行令によって臨時労働者に対して課される義務を果たしていないと知られる人材派遣業者のサービスを拒否する義務があるものとする。

第1段落で言及されている規定は、本法および、臨時労働力、臨時雇用および利用者請負に対する労働者の規定に関する1987年7月24日付法令とその施行令の観点から臨時労働者に関して利用者請負が持つ義務から逸脱するものではない。

第12条の4—全ての人材派遣業者は、この利用者請負が、その臨時雇用者に関して、本法および、臨時労働力、臨時雇用および利用者請負に対する労働者の規定に関する1987年7月24日付法令とその施行令により課された義務を果たしていないことを知っている場合、臨時労働力の派遣を拒否する義務がある。

第1段落で言及されている規定は、本法および、臨時労働力、臨時雇用および利用者請負に対する労働者の規定に関する1987年7月24日付法令とその実施指令の観点から臨時労働者に関して人材派遣業者が持つ義務から逸脱するものではない。

第13条一[第4章、セクション1の規定は、第5章で言及されている仮設または移動式建設現場には適用されない。(7)]

## 第5章一仮設または移動式建設現場に関する特別規則

### セクション1一予備規定

第14条一以下の人物は、仮設または移動式建設現場での業務に関する義務に関係する。

- 1° 依頼者
- 2° 設計を所管するプロジェクト監督者と、この監督者が特定の任務を下請で委託している者
- 3° 実施を所管するプロジェクト監督者
- 4° プロジェクト実施の監督を所管するプロジェクト監督者と、この監督者が特定の任務を下請で委託している者
- 5° 請負業者
- 6° プロジェクト準備段階における安全と健康に関するコーディネーター。
- 7° プロジェクト実施段階における安全と健康に関するコーディネーター。
- 8° 労働者

建築家の資格と職業の保護に関する1939年2月20日法令で言及されている建築家は、設計を所管するプロジェクト監督者か、実施の監督を所管するプロジェクト監督者の任務を完全に、または部分的に実施するときはいつでも、これらのプロジェクト監督者に関する本法とその施行令により課された義務に従う。

第15条一本章の適用に於いて、仮設および移動式建設現場での業務に関する義務になんらかの形で関係する者は、第5条で言及されている予防に関する一般原則を適用するものとする。